

# 公益目的事業として出資を行っている法人

以下の法人は、資金供給の一環として、助成、貸付、融資と組み合わせて出資も実施

法人名	行政庁	事業概要 (出資に関するもの)
公益法人 A	内閣府	技術指向型の中小企業に対する、助成、債務保証と並び過去の助成金交付先又は債務保証先の新技术・新製品等の開発及び事業化による成長を支援するために株式を保有
公益法人 B	内閣府	東日本大震災での被災地域における事業者（非営利団体を含む）に対し、出資（匿名組合契約を基本）・資金貸付・債務保証・利子補給・機器類の貸与・助成金の給付等の形での資金援助
公益法人 C	内閣府	リスクに見合ったリターンが見込みにくい地方都市の中心市街地、既成市街地において行われる居住施設、居住関連施設の整備事業へ出資。また、事業者への債務保証も実施
公益法人 D	都道府県	地域経済を支える小規模・零細企業の維持・発展のため、一般金融機関からの融資が困難、かつ、将来性から、償還の見込みが確実と認められる中小企業・小規模企業者に対し、無利子の長期資金融資、増資株式や社債の引き受け等を実施
公益法人 E	都道府県	成長が見込まれる中小企業等の新事業展開を支援するため、投資事業有限責任組合に出資し、投資を促進 金融機関等からの借入れが困難な小規模企業者等の経営基盤の強化支援等のため、低利子での設備貸与
公益法人 F	都道府県	過去に投資した債権の管理を行うとともに、投資先の株式公開に向けたフォローアップを実施し、投資先企業の成長をサポートする事業を実施 中小企業の外国特許出願費用の一部を助成

※ 公益認定等事務支援システムに登録されている事業概要において、個別企業の事業支援を目的とした「投資」、「出資」、「株式保有」、「株式引受」を行っている旨の記載があった公益法人を抜粋（令和5年1月23日時点）。